

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 8 年度 第 3 回

農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 16 日

令和 8 年度 第 3 回横手市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 16 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
5. 報告第 4 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4			1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7		欠
6		欠	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0		欠
9	佐 藤 勇	出	2 1		欠
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2		欠
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

6番	千 葉 肇	委員
17番	高 橋 尚 也	委員
20番	丹 波 賢太郎	委員
21番	武 藤 吉 喜	委員
22番	木 村 由美子	委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	佐々木 亮
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局副主幹	高 橋 慎
平鹿地域局		
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
大森地域局	農委事務局主任	堀 江 つ く し
十文字地域局	農委事務局参事	織 田 秀 介
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
大雄地域局	農委事務局主査	大 沼 美 奈 子

議長	本日の出席者数は18名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第3回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 10番 小笠原 夏子 委員 11番 新山 武 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。申請案件は29件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」から「4番」は、増田地域局管内からの申請です。 「1番」は、農業廃止のため、近隣耕作者へ農地を売渡すものです。「2番」、「3番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。「4番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。議案書3ページをご覧ください。 「5番」から「15番」は、平鹿地域局管内からの申請です。 「5番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「6番」から起案書4ページの「12番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借または使用貸借に切り替えるものです。議案書5ページの「13番」は、農地中間管理事業による利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。「14番」は、借受により、経営規模の拡大をするものです。「15番」は、新たに発足した農地所有適格法人が、農地を借受け新規参入するものです。 「16番」から「18番」は、雄物川地域局管内からの申請です。 「16番」は、農業廃止のため、これまで耕作していた親族へ農地を贈与するものです。議案書6ページの「17番」、「18番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。 「19番」から「25番」は、十文字地域局管内からの申請です。 「19番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「20番」、「21番」は、経営縮小のため、近隣耕作者へ農地を売渡すものです。「22

番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。「23 番」、「24 番」は、農地中間管理事業による利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。議案書 8 ページの「25 番」は、低生産地のため、集約化が可能な近隣の耕作者へ農地を貸付けするものです。

「26 番」から「29 番」は、大雄地域局管内からの申請です。

「26 番」は、経営縮小のため、近隣耕作者へ農地を売渡すものです。

「27 番」、「28 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。議案書 9 ページの「29 番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 7 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

事務局

全員賛成ですので、「議案第 7 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 3、「議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 12 ページをお開き下さい。案件は 4 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、 地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第 12 条第 1 号に規定する「おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるとの理由から第 1 種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は、 及び 等を営んでいる株式会社で、新規事業として の原料である を現資材置場で保管することとなり、所有している資材等を移動する必要性が生じたため、やむを得ず隣接地に事業用地を拡張し、資材置場を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、 地区交流センターから へ約 k

mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は用悪水路を挟み「宅地」、西側は「市道」、南側は用悪水路を挟み「雑種地」、東側は公衆用道路を挟み「田」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、周囲への影響が無いようにするとのことです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱について、事前協議済みです。

「申請地」は、第1種農地であります。新規事業に伴い資材置場を確保するため事業敷地を拡張するものであり、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張で拡張に係る部分の敷地面積「2,131㎡」が既存の施設の敷地の面積「9,300.12㎡」の二分の一を超えないもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、5月28日、高橋馨委員と事務局で実施しております。

「2番」は、 地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められているとの理由から、農地法第5条第2項第1号イに規定する「農用地区域内にある農地」と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は、果樹農家で現在の農作業場が手狭になったため、新たに農業用倉庫を隣接地に計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、 地区交流センターから へ約 mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「宅地」、東側・西側・南側は「畑（果樹）」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、隣接地に防護柵を設け、周囲への影響が無いようにするとのことです。

「意見書」は、土地改良区の管轄外のためありません。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、「農用地区域内にある農地」ではありますが、横手農業振興地域整備計画の軽微変更により農業用施設を建築しようとするものであり、農地法第5条第2項ただし書きより「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは許可することができる。」とされていること、「立

地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、5月20日、千田誠治委員と事務局で実施しております。

「3番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第43条第2号ハに規定する「申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300m以内に市役所■■■■庁舎が存すること」との理由から第3種農地と判断されます。

「事業概要」は、借受人は、■■■■及び■■■■等を営んでいる株式会社で、現在建築資材置場が不足している状況にあるため、新たに建築資材置場を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「市道」、南側は「田」、東側・西側は「宅地」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、緩衝地を設け、法面保護を行い、隣接地に影響のないようにするとのことです。

「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」、「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」、「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第3種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、5月21日、千葉肇委員と事務局で実施しております。

「4番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第二種住居地域）」にある農地であるとの理由から第3種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は■■■■及び■■■■等を営んでいる株式会社で、宅地造成43区画を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」及び「田」となっております。隣接地の状況は、北側は法定外道水路を挟み「田」及び「畑」、西側は「市道」及び「宅地」、東側は「宅地」、南側は「県道」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

	「排水計画」は、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用。雨水排水は自然流下させる計画です。 「被害防除」は、周囲への影響が無いようにするとのこと。 「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区から、管轄の農地（田２筆）について「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。 「他法令」については、都市計画法第 29 条による開発行為については、申請済みで許可見込みとなっております。 「申請地」は、第 3 種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。 「現地調査」は、5 月 29 日、新山武委員と事務局で実施しております。 以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ております。 また、1 番及び 3 番は横手農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外が決定されていることについて確認しております。なお、補足として、1 番及び 3 番について許可とされた場合には、転用事業が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」第 4 の 1 の(6)のエの(イ)に規定する「工事の完了の報告があった日から 3 年間、6 か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
11 番新山委員	「申請番号 4 番」について、私も現地確認してサインはしましたが、その後、十文字地域事務調整会議において、推進委員の方から一部申請地において雑木等の伐根跡が見られるので事前着工に当たるのではないかと指摘がありました。私もちゃんと確認すればよかったと反省しております。 事務局の方でも、このような特に開発業者からの申請があった際は、農業委員会の許可後に着手するように、事前に申し添えて申請を受け付けるようお願いしたいと思います。以上です。
事務局	ただ今の伐根されていた場所は農地ということでしょうか。
11 番新山委員	そこまでは確認しておりません。
事務局	今回の申請にあたっては、農地の他に審査表資料 7 ページに記載のとおり農地以外の部分もありますので、その部分だとすれば農地以外ということも考えられますが、いずれにいたしましても申請者に確認し、もしそのようなことがある場合は注意したいと思います。

11 番新山 委員 議長	私の確認不足で失礼しました。 新山委員、よろしいですか。
11 番新山 委員 議長	はい。 他に補足等ございませんか。
	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 8 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 8 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに、「整理番号 1217 番」は、議席番号 19 番 高橋康弘委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 19 番 高橋康弘委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 1217 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。権利設定です。 議案書 29 ページの「整理番号 1217 番」は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 7 月 31 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定となっています。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1217 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 1217 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 19 番 高橋康弘委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1110 番」から「整理番号 1240 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。はじめに所有権移転です。議案書 18 ページの「整理番号 1110 番」から、「整理番号 1114 番」の 5 件は、令和 8 年 7 月 31 日付けの県公告により、秋田県農業公社が出し手から農地を買い入れるものです。令和 8 年 8 月総会以降に受け手へ売り渡す予定です。 議案書 18 ページの「整理番号 1115 番」から、「整理番号 1118 番」の 4 件は、秋田県農業公社が出し手から買い入れしていた農地を、令和 8 年 7 月 31 日付けの県公告により、受け手へ売り渡すものです。 次に権利設定です。議事参与の制限の案件を除く、議案書 19 ページの「整理番号 1119 番」から、議案書 30 ページの「整理番号 1219 番」の 100 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 7 月 31 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定です。 なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 9 号別紙資料「農地中間管理事業貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。 続いて権利移転です。現在の受け手から新たな受け手へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 31 ページの「整理番号 1220 番」から、議案書 33 ページの「整理番号 1240 番」の 21 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 7 月 31 日付けの県公告により新たな受け手へ貸し付ける予定です。 なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましても、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1110 番」から「整理番号 1240 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1110 番」から「整理番号 1240 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 9 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。
議長	日程 5、「報告第 4 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	議案書 35 ページをお開き下さい。報告件数は 6 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、 地域局管内です。 「照会地」は、市役所 庁舎から へ約 k m に位置しております。隣接地との状況は、北側・東側・西側は「市道」、南側は「畑」となっています。 「土地の状況」は、申請者は平成 19 年頃から農地法の許可を受け、近隣に賃貸住宅を建築しており、照会地も許可を受けたものと誤認して駐車場として利用していたとのことで、現在も駐車場として利用していることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、5 月 11 日、佐藤省美委員、高橋馨委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。 「調査結果」は、5 月 12 日付けで記載のとおり報告しております。 「2 番」は、 地域局管内です。 「照会地」は、 地区交流センターから へ約 m に位置しております。隣接地との状況は、北側・東側・西側・南側は「宅地」となっています。 「土地の状況」は、申請者の亡き父が昭和 42 年頃に農地法の許可を受け、物置を建築したが、地目変更手続きがされていなかったとのことで、現在は隣地にあった居宅とともに取り壊されており、周辺の宅地と同様に見受けられることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、5 月 11 日、佐藤省美委員、高橋馨委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、5月12日付けで記載のとおり報告しております。

「3番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■kmに位置しております。隣接地との状況は、北側・南側は用悪水路を挟んで「田」、西側は「畑」、東側は農道、水路を挟んで「田」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き夫が分家する際、■■■■を農地法の許可を得て住宅を建築したが、隣接している■■■■については農地法の許可を得ずに■■■■の自宅敷地と一体として利用していたとのことで、現在も同様に利用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、5月18日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、5月19日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、■■■■から■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、北側・東側は「市道」、西側・南側は「宅地」となっています。

「土地の状況」は、昭和63年に農地法の許可を得て貸店舗及び倉庫を建築し業者へ貸出していたが、地目変更登記をしていなかったとのことで、現在は貸出していた業者が撤退し、別の法人が■■■■施設及び■■■■として利用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、5月29日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、5月29日付けで記載のとおり報告しております。

「5番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、北側は法定外道路を挟み「墓地」、東側・西側は畑を挟み「宅地」、南側は「宅地」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き父が平成8年10月に農地法第5条の許可を受け住宅敷地としたものの、地目変更登記をしなかったとのことで、現在も同様に管理されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、4月29日、千葉肇委員、千田誠治委員、内藤和洋推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、5月1日付けで記載のとおり報告しております。

6番は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置しております。隣接地との状況は、東側は「市道」、南側・西側・北側は「宅地」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き母が所有していた土地で、以前から

通路及び小屋の敷地として利用しており、農地法の許可を得ずに現在に至ったようだとのことで、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、5月12日、高橋正也委員、高橋暁推進委員、小野寺稲子推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、5月13日付けで記載のとおり報告しております。報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第4号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第3回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(10時37分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和8年6月16日

議 長 飯 野 正 和 _____

署 名 委 員 小笠原 夏 子 _____

署 名 委 員 新 山 武 _____